$\lceil 1 \rceil$

(平成 19 年 3 月 30 日) (決裁水給第 18 号)

沿革

平成 26 年 4 月 1 日 [1] 平成 28 年 4 月 1 日 [2] 令和 4 年 4 月 1 日 [3]

給水装置改造貸付金の事務取扱いについて (平成 13 年 3 月 9 日決裁給水装置第 74 号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市水道事業給水条例(昭和33年西宮市条例第33号)第10条の 2の規定に基づき、給水装置の改造工事に必要な資金を貸し付けることにより、老朽給 水管の取替え及び鉛製給水管の布設替え等の促進を図り、もって公衆衛生の向上と生活 環境の改善に資することを目的とする。

(貸付け)

第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、予算の範囲内において、前条 の工事に必要な資金を貸し付けるものとする。[1]

(対象工事)

第3条 対象となる給水装置の改造工事(以下「対象工事」という。)は、老朽化による出水不良、赤水及び漏水等の原因となる鋼管又は鉛製給水管を取り替える工事とする。ただし、官公署及びこれに準ずる公共工事等による場合は、対象外とする。

(対象者)

- 第4条 貸付けを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるすべて の要件を満たすものとする。
 - (1) 前条の給水装置の所有者又は所有者の同意を得ている使用者であること。
 - (2) 貸付金の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人があること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 水道料金を滞納していないこと。

(連帯保証人)

第5条 前条第2号の連帯保証人は、西宮市内に居住して独立の生計を営み、かつ、前条 第3号及び第4号に掲げる要件を満たすものとする。

(貸付金)

第6条 貸付けは、1給水装置につき1回限りとし、その金額は、当該対象工事について管理者が別に定める基準により算出する工事費(以下「標準工事費」という。)に相当する額(1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、30万円を上限とする。[2]

(貸付条件)

- 第7条 貸付金の利子、償還方法その他の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 貸付利率 無利子
 - (2) 償還期日 貸付金を交付した月の翌月から起算して 20 箇月以内
 - (3) 償還方法 管理者が発行する納付書による元金均等月賦償還。ただし、貸付金の全部又は一部を繰上償還するときは、この限りでない。

(貸付けの申請)

- 第8条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、給水装置改造工事資金 貸付申請書(様式第1号)(以下「貸付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、 管理者に申請しなければならない。
 - (1) 給水装置改造工事内訳見積書
 - (2) 給水装置改造工事設計書
 - (3) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (4) 申請者及び連帯保証人の所得証明又は市税納税証明
 - (5) 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
 - (6) その他管理者が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第9条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、貸付けの可否及び貸付金の予定額を決定し、当該申請者に給水装置改造工事資金貸付可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸付申請の内容の変更)

- 第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けたのち、貸付申請の内容を変更しようとするときは、給水装置改造工事資金貸付変更申請書(様式第3号)により、速やかに管理者に申請しなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(対象工事の施行)

第11条 第9条の規定による通知により、貸付けを認める決定を受けた申請者は、速やかに当該対象工事を西宮市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に施行させなければならない。

(工事完了届及び検査)

第12条 申請者は、当該対象工事しゅん工後、速やかに工事完了届(様式第4号)及び当該対象工事費領収証の写しを管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の工事完了届等が提出されたときは、その内容を審査し、提出された 日から2週間以内に指定工事事業者の立会いのもと、工事検査を行うものとする。 (貸付金額の決定)
- 第13条 前条第2項の工事検査に合格したときは、貸付金の金額を確定し、給水装置改造工事資金貸付金額確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。 (借受証の提出)
- 第 14 条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「借受者」という。)は、速やかに 給水装置改造工事資金借受証(以下「借受証」という。)(様式第 6 号)を管理者に提出 しなければならない。

(貸付金の交付)

第15条 管理者は、前条の借受証が提出されたときは、速やかに貸付金を借受者の指定した口座に振り込むものとする。

(貸付決定の取消し等)

- 第16条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による 貸付けの決定を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正な手段によって貸付けの決定を受けたとき。
 - (3) 貸付金を当該貸付対象以外の目的に使用したとき。
 - (4) 対象工事に係る建物が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失し、当該建物 の給水装置が撤去されたとき。
 - (5) 対象工事に係る建物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。
 - (6) その他管理者が必要と認めたとき。
- 2 管理者は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、借受者に直ちに貸付金を返還することを命ずることができる。

(延滞金)

- 第17条 管理者は、借受者が償還すべき期日までに貸付金を償還しなかったときは、その 償還すべき金額に、償還すべき期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ年14.6 パーセント(償還すべき期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金額を加算することができる。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(届出事項の変更)

- 第18条 借受者又は連帯保証人は、住所又は氏名等届出事項に変更が生じたときは、速やかに給水装置改造工事資金貸付届出事項変更申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 借受者は、第5条の連帯保証人が破産者、成年被後見人若しくは被保佐人となったと

き、償還能力を有しなくなったと認めるとき、又は連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を立てるとともに給水装置改造工事資金貸付連帯保証人変更承認申請書 (様式第8号)を管理者に提出し、承認を得なければならない。 (その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成19年4月1日から実施する。 付 則(平成26年4月1日[1])
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 付 則(平成28年4月1日[2])
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 付 則(平成4年4月1日[3])
- この要綱は、平成4年4月1日から実施する。